

平成 15 年度

船橋市包括外部監査結果報告書

目 次

監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）.....	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象施設、部局及び団体	1
5. 包括外部監査人及び補助者	2
6. 特定の事件の選定理由	2
7. 監査の要点	2
8. 監査手続	3
9. 利害関係	3
市の財政事情の概要	4
1. はじめに	4
2. 市の財政事情	5
3. 市の施設に与える影響について	8
4. 行政コスト計算書について	9
監査の結果及び意見（総論）	10
1. 船橋市民文化ホール	10
2. 船橋市海浜公園	11
3. 船橋市本町駐車場	11
4. 船橋北口駐車場	12
5. 船橋市アンデルセン公園	13
6. 船橋市総合体育館	14
7. 船橋駅南口再開発ビル（保留床のみ）	14
8. 船橋市勤労市民センター	15
9. 船橋市中央図書館	16
10. 一宮少年自然の家	16
11. 行政コスト計算書について	17
監査の結果及び意見	20
1. 船橋市民文化ホール	20
2. 船橋市海浜公園	31
3. 船橋市本町駐車場	44
4. 船橋北口駐車場	52
5. 船橋市アンデルセン公園	61
6. 船橋市総合体育館	76
7. 船橋駅南口再開発ビル（保留床のみ）	94
8. 船橋市勤労市民センター	104
9. 船橋市中央図書館	114
10. 一宮少年自然の家	129

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び船橋市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 12 年 3 月 31 日条例第 4 号）の規定に基づく監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

市の主要施設の管理運営に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

3. 監査対象年度

平成 14 年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

4. 監査対象施設、部局及び団体

	監査対象施設	監査対象部局	監査対象出資団体
1	船橋市民文化ホール	教育委員会生涯学習部	なし
2	船橋市海浜公園	経済部	財団法人船橋市公園協会
3	船橋市本町駐車場	建設局都市計画部	株式会社船橋市街地改造公社
4	船橋北口駐車場	建設局都市計画部 財政部	船橋北口駐車場株式会社
5	船橋市アンデルセン公園	建設局都市整備部	財団法人船橋市公園協会
6	船橋市総合体育館	教育委員会生涯学習部	財団法人船橋市 文化・スポーツ公社
7	船橋駅南口再開発ビル	建設局都市整備部	株式会社船橋市街地改造公社
8	船橋市勤労市民センター	経済部	財団法人船橋市中小企業 勤労者福祉サービスセンター
9	船橋市中央図書館	教育委員会生涯学習部	なし
10	一宮少年自然の家	教育委員会生涯学習部	なし

（注）上記監査対象出資団体は、以下において管理団体という。

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人		
前田 勝己		公認会計士
補助者		
中里 猛志		公認会計士
鈴木 信一		公認会計士
小出 健治		公認会計士
蒔谷 竹生		公認会計士
植草 寛		公認会計士
伊藤 孝明		公認会計士
村瀬 征雄		公認会計士
坂邊 淳也		公認会計士
大川 健哉		公認会計士

6. 特定の事件の選定理由

市は、これまで急速な都市化による人口増加と住民意識の高まりに呼応するように、市民生活の改善や利便性の向上、文化・娯楽・スポーツ活動の振興、福利厚生の実施等を図るため、多くの施設の建設や管理運営に多額の歳出を行なってきた。その結果、市民生活の満足度は大いに高まってきた。

しかしながら、バブル崩壊後の長引く景気の低迷による市税の継続的減少と、公債費・扶助費等の義務的経費の増加により、市の財政は年々厳しさを増してきている。したがって、市の財政運営における一層の効率性追求と歳出削減は市民の重要関心事の一つになっていると考えられ、その改善は焦眉の急を要するものと思われる。

こうした市財政の状況下においては、施設の新規建設への慎重な判断はもとより、既存施設の管理運営並びに関連する出資団体に対する委託料・補助金等の支出についても、更なる見直しや検討が必要と思われる。

そこで、私は、市の主要施設の管理運営に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行が合規的で且つ効率的に行なわれているか検証することが市財政の改善に不可欠な視点であり、また、市民への有益な情報提供にも資するものと考え、本テーマを選定した。

7. 監査の要点

(1) 市の財務事務の適正性

市の支出内容（委託料等）は目的に沿ったものか。

外郭団体等に対する委託料の算定は適正か。

契約手続や利用料金の収納等の財務事務は適切に行なわれているか。

- (2) 外郭団体の出納事務の適正性
外郭団体から市への受託料の請求手続は適切か。
外郭団体の支出内容は、目的や事業内容に照らして適切か。
外郭団体の管理受託業務における出納業務は適正になされているか。
- (3) 施設管理運営の効率性
固定資産の管理状況は適切か。
所管部局は外郭団体等の委託先について適切な指導監督を行っているか。
事業計画は適切か、計画と実績に大きな相違はないか。
- (4) 行政コストの把握・分析
外郭団体の運営経費や人件費等を含めた施設全体のコストを把握する。
市民1人当たり、あるいは利用者1人当たりのコストは妥当か。
減価償却コストや利息負担が過大になっていないか。

8 . 監査手続

- (1) 主要施設の管理運営の実情を把握するため、監査対象とした 10 施設について往査を実施した。
- (2) 関連する出資団体の実情を把握するため、監査対象とした 5 団体について往査を実施した。
- (3) 施設の財産管理、契約、出納等に係る財務に関する事務の執行について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (4) 施設の管理委託について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (5) 固定資産や現金等の現物の管理状況を確認するため、必要に応じて現物調査を実施した。
- (6) 施設全体の管理運営コストを把握するため、総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」の考え方にに基づき、コスト試算を実施した。

9 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。